

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）	備考
	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 25 年 7 月 8 日以降，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき，各事業者が国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 • 前述と同等の溶接施工法として，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（以下「原子炉等規制法」という。）における他の施設にて，認可を受けたもの，溶接安全管理審査，使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで，他の施設とは，原子炉等規制法第 2 条第 7 項の原子力施設のうち使用済燃料貯蔵施設を除く原子力施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 溶接規格第 3 部 溶接士技能認証標準によって認証されたものと同等と認められるものとして，技術基準解釈別記に示されている溶接士が溶接を行う場合。 • 溶接規格第 3 部 溶接士技能標準に適合する技術士が，技術基準解釈別記の有効期限内に溶接を行う場合。 	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 3. 2 項</p>

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）	備考																						
	<p style="text-align: center;">第 2.1.2-1 表 あらかじめ確認すべき事項（溶接施工法）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">検査項目</th> <th style="width: 85%;">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接施工法の 内容確認</td> <td>計画している溶接施工法の内容が，技術基準に適合する方法であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先確認</td> <td>試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業中 確認</td> <td>溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり，溶接条件等が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>試験材について，目視により外観が良好であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接後 熱処理確認</td> <td>溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験 確認</td> <td>技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面における開口した欠陥の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接試験確認</td> <td>溶接部の強度，延性及び靱性等の機械的性質を確認するため，継手引張試験，曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。</td> </tr> <tr> <td>断面検査確認</td> <td>管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。</td> </tr> <tr> <td>(判定)^{※1}</td> <td>以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：（）は検査項目ではない。</p>	検査項目	検査方法及び判定基準	溶接施工法の 内容確認	計画している溶接施工法の内容が，技術基準に適合する方法であることを確認する。	材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。	溶接作業中 確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり，溶接条件等が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	外観確認	試験材について，目視により外観が良好であることを確認する。	溶接後 熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	浸透探傷試験 確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面における開口した欠陥の有無を確認する。	溶接試験確認	溶接部の強度，延性及び靱性等の機械的性質を確認するため，継手引張試験，曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	(判定) ^{※1}	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 3. 2 項</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																							
溶接施工法の 内容確認	計画している溶接施工法の内容が，技術基準に適合する方法であることを確認する。																							
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。																							
開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。																							
溶接作業中 確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり，溶接条件等が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。																							
外観確認	試験材について，目視により外観が良好であることを確認する。																							
溶接後 熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。																							
浸透探傷試験 確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面における開口した欠陥の有無を確認する。																							
溶接試験確認	溶接部の強度，延性及び靱性等の機械的性質を確認するため，継手引張試験，曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。																							
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。																							
(判定) ^{※1}	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。																							

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）	備考																				
	<p style="text-align: center;">表 2.1.2-2 あらかじめ確認すべき事項（溶接士）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">検査項目</th> <th style="width: 80%;">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接士の試験内容の確認</td> <td>検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先確認</td> <td>試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業中確認</td> <td>溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり，溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>目視により外観が良好であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験確認</td> <td>技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接試験確認</td> <td>曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>断面検査確認</td> <td>管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。</td> </tr> <tr> <td>(判定)^{※1}</td> <td>以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：（）は検査項目ではない。</p> <p>(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項</p> <p style="padding-left: 40px;">技術基準第 14 条第 1 項第 3 号の主要な耐圧部の溶接部について，第 2.1.2-3 表に示す検査を行う。</p>	検査項目	検査方法及び判定基準	溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。	溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり，溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。	外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。	溶接試験確認	曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。	断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	(判定) ^{※1}	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 3. 2 項</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																					
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名，溶接訓練歴等，及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。																					
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。																					
開先確認	試験をする上で，健全な溶接が施工できることを確認する。																					
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであり，溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。																					
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。																					
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い，表面に開口した欠陥の有無を確認する。																					
溶接試験確認	曲げ試験を行い，欠陥の有無を確認する。																					
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について，技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。																					
(判定) ^{※1}	以上の全ての工程において，技術基準に適合していることが確認された場合，当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。																					

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）	備考																		
	<p style="text-align: center;">第 2.1.2-3 表 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">検査項目</th> <th style="width: 80%;">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用する溶接施工法，溶接士の確認</td> <td>適用する溶接施工法，溶接士について，第 2.1.2-1 表及び第 2.1.2-2 表に示す適合確認がなされていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料検査</td> <td>溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先検査</td> <td>開先形状，開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業検査</td> <td>あらかじめの確認において，技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>熱処理検査</td> <td>溶接後熱処理の方法，熱処理設備の種類及び容量が，技術基準に適合するものであること，また，あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査</td> <td>溶接部について非破壊試験を行い，その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>機械検査</td> <td>溶接部について機械試験を行い，当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査</td> <td>規定圧力で耐圧試験を行い，これに耐え，かつ，漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は，可能な限り高い圧力で試験を実施し，耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状，外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法及び判定基準	適用する溶接施工法，溶接士の確認	適用する溶接施工法，溶接士について，第 2.1.2-1 表及び第 2.1.2-2 表に示す適合確認がなされていることを確認する。	材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	開先検査	開先形状，開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	溶接作業検査	あらかじめの確認において，技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。	熱処理検査	溶接後熱処理の方法，熱処理設備の種類及び容量が，技術基準に適合するものであること，また，あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い，その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	機械検査	溶接部について機械試験を行い，当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	耐圧検査	規定圧力で耐圧試験を行い，これに耐え，かつ，漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は，可能な限り高い圧力で試験を実施し，耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状，外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 3. 2 項</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																			
適用する溶接施工法，溶接士の確認	適用する溶接施工法，溶接士について，第 2.1.2-1 表及び第 2.1.2-2 表に示す適合確認がなされていることを確認する。																			
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。																			
開先検査	開先形状，開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。																			
溶接作業検査	あらかじめの確認において，技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。																			
熱処理検査	溶接後熱処理の方法，熱処理設備の種類及び容量が，技術基準に適合するものであること，また，あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。																			
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い，その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。																			
機械検査	溶接部について機械試験を行い，当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。																			
耐圧検査	規定圧力で耐圧試験を行い，これに耐え，かつ，漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は，可能な限り高い圧力で試験を実施し，耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状，外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。																			

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）		備考																				
<p>2.2 機能又は性能に係る検査</p> <p>設備の機能又は性能を確認できる状態になったとき、第 2.2-1 表に示す検査を実施する。</p> <p>第 2.2-1 表 機能又は性能に係る検査(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="231 1031 1329 1745"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th colspan="2">検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの ・系統構成確認検査 ・運転性能・容量確認検査 ・警報・インターロック検査 ・計測範囲・設定値確認検査</td> <td>系統構成確認検査</td> <td>実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。</td> <td>実際に使用する系統構成になっていること。 可搬型設備等の接続が可能なこと。</td> </tr> <tr> <td>運転性能・容量確認検査</td> <td>設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。</td> <td>実際に使用する系統構成になっていること。 目的とする機能・性能が発揮できること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法		判定基準	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの ・系統構成確認検査 ・運転性能・容量確認検査 ・警報・インターロック検査 ・計測範囲・設定値確認検査	系統構成確認検査	実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。	実際に使用する系統構成になっていること。 可搬型設備等の接続が可能なこと。	運転性能・容量確認検査	設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	実際に使用する系統構成になっていること。 目的とする機能・性能が発揮できること。	<table border="1" data-bbox="1353 302 2454 470"> <tr> <td>(適合確認) ※1</td> <td>以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </table> <p>※1：() は検査項目ではない。</p> <p>2.2 機能又は性能に係る検査</p> <p>設備の機能又は性能を確認できる状態になったとき、第 2.2-1 表に示す検査を実施する。</p> <p>ただし、第 2.1.1-1 表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、第 2.2-1 表の表中に示す検査を第 2.1.1-1 表の表中に示す検査に替えて実施する。</p> <p>第 2.2-1 表 機能及び性能検査 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1353 1031 2454 1486"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th colspan="2">検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの</td> <td>気密漏えい検査</td> <td>シール部に対しヘリウムリークテストにより漏えい率を測定する。</td> <td>許容漏えい率を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	(適合確認) ※1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	検査項目	検査方法		判定基準	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの	気密漏えい検査	シール部に対しヘリウムリークテストにより漏えい率を測定する。	許容漏えい率を超えないこと。	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p>第 3. 2 項</p>
検査項目	検査方法		判定基準																				
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの ・系統構成確認検査 ・運転性能・容量確認検査 ・警報・インターロック検査 ・計測範囲・設定値確認検査	系統構成確認検査	実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。	実際に使用する系統構成になっていること。 可搬型設備等の接続が可能なこと。																				
	運転性能・容量確認検査	設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	実際に使用する系統構成になっていること。 目的とする機能・性能が発揮できること。																				
(適合確認) ※1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。																						
検査項目	検査方法		判定基準																				
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの	気密漏えい検査	シール部に対しヘリウムリークテストにより漏えい率を測定する。	許容漏えい率を超えないこと。																				

記載の標準（金属キャスク以外の設備）				金属キャスクの記載（案）				備考
第 2.2-1 表 機能又は性能に係る検査(2/2)				第 2.2-1 表 機能又は性能に係る検査(2/3)				使用済燃料の収納による検査の相違 <u>第 3. 2 項</u>
検査項目	検査方法		判定基準	検査項目	検査方法		判定基準	
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの ・系統構成確認検査 ・運転性能・容量確認検査 ・警報・インターロック検査 ・計測範囲・設定値確認検査	警報・インターロック検査	インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	インターロック及び警報が正常に動作すること。	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの	遮へい性能検査	ガンマ線又は中性子遮へい機能に係る材料検査、寸法検査、及び外観検査及び溶接検査の記録を確認する。	左記検査の基準を満足していること。	
	計測範囲・設定値確認検査	計測範囲又は設定値を、記録又は目視により確認する。	計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。		線量当量率検査	金属キャスク表面及び表面から 1m の位置における線量当量率を測定する。	金属キャスクの表面において 2mSv/h 以下であること及び表面から 1m の位置において 100µSv/h 以下であること	

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）			備考	
	第 2.2-1 表 機能又は性能に係る検査(3/3)			使用済燃料の収納による検査の相違 第 3. 2 項	
	検査項目	検査方法			判定基準
	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における機能又は性能に係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの	未臨界検査	バスケットの材料検査記録、寸法検査記録、外観検査記録及び溶接検査の記録を確認する。		臨界防止機能に係る材料検査、寸法検査、外観検査及び溶接検査の合格基準を満足すること。
伝熱検査		代表キャスクについては、燃料集合体を模擬した電気ヒータに設計発熱量を模擬しキャスク表面の温度を測定する。 代表キャスク以外については、除熱機能に係る材料検査、寸法検査、外観検査及び溶接検査の記録を確認する。	代表キャスクについては、周囲温度を 45℃に補正したときに、バスケット温度及び胴内面の温度が最高使用温度以下であること。 代表キャスク以外については、除熱機能に係る材料検査、寸法検査、外観記録及び溶接検査の合格基準を満足すること。		

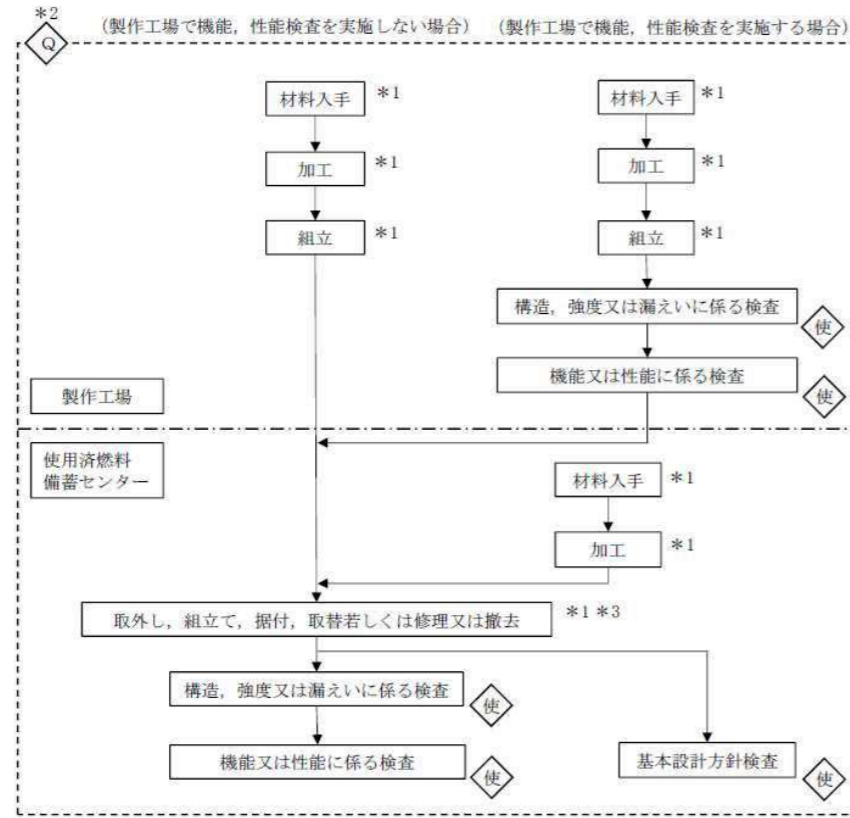
記載の標準（金属キャスク以外の設備）			金属キャスクの記載（案）			備考												
<p>2.3 基本設計方針検査</p> <p>基本設計方針のうち「構造，強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について，第 2.3-1 表に示す検査を実施する。</p> <p>第 2.3-1 表 基本設計方針検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td> <td>基本設計方針のうち第 2.1-1 表及び第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。</td> <td>機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。</td> </tr> </tbody> </table>			検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち第 2.1-1 表及び第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。	<p>2.3 基本設計方針検査</p> <p>基本設計方針のうち「構造，強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る検査」では確認できない事項について，第 2.3-1 表に示す検査を実施する。</p> <p>第 2.3-1 表 基本設計方針検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td> <td>基本設計方針のうち，第 2.1.1-1 表，第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。</td> <td>機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：<u>原子炉設置者が実施する金属キャスクへの使用済燃料集合体の収納作業等については，原子炉設置者が作成する記録により適切に収納されたことを確認する。</u></p>			検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち，第 2.1.1-1 表，第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。	<p>使用済燃料の収納による検査の相違</p> <p>第 3. 2 項</p>
検査項目	検査方法	判定基準																
基本設計方針検査	基本設計方針のうち第 2.1-1 表及び第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。																
検査項目	検査方法	判定基準																
基本設計方針検査	基本設計方針のうち，第 2.1.1-1 表，第 2.2-1 表では確認できない事項について，機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していることを確認する。	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ，機能及び性能を有していること。																
<p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス，「1. 工事の手順」及び「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに，使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため，第 2.4-1 表に示す検査を実施する。</p>			<p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>実施した工事が，「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス，「1. 工事の手順」及び「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに，使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため，第 2.4-1 表に示す検査を実施する。</p>															

記載の標準（金属キャスク以外の設備）			金属キャスクの記載（案）			備考
第 2.4-1 表 品質マネジメントシステムに係る検査			第 2.4-1 表 品質マネジメントシステムに係る検査			
検査項目	検査方法	判定基準	検査項目	検査方法	判定基準	
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていること。	品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。	
<p>3 工事上の留意事項</p> <p>3.1 設置または変更の工事に係る工事上の留意事項</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては、保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保等の観点から、以下に留意し工事を進める。</u></p> <p>a. <u>設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、周辺資機材及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、保管・設置エリアを区画し、シート等で養生を行う。作業環境を維持するために 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）に努めるとともに、放射線の影響を受けないようにする。機器に開口部がある場合には、開口部からの異物の混入がないように養生を行う等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>b. <u>工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認する。作業開始前にフェンスまたはロープ等による区画及びシート類による養生を行い、作業エリアを設定し、人と物の出入りを制限する。作業に伴い持ち込む可燃性物品を極力少なくする。火花等が発生する作業を行う場合は、作業エリア周辺に可燃物・危険物がない</u></p>			<p>3. 工事上の留意事項</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては、保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保等の観点から、以下に留意し工事を進める。</u></p> <p>a. <u>設置の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、周辺資機材及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、保管・設置エリアを区画し、シート等で養生を行う。作業環境を維持するために 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）に努めるとともに、放射線の影響を受けないようにする。機器に開口部がある場合には、開口部からの異物の混入がないように養生を行う等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>b. <u>工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認する。作業開始前にフェンスまたはロープ等による区画及びシート類による養生を行い、作業エリアを設定し、人と物の出入りを制限する。作業に伴い持ち込む可燃性物品を極力少なくする。火花等が発生する作業を行う場合は、作業エリア周辺に可燃物・危険物がない</u></p>			

記載の標準（金属キャスク以外の設備）	金属キャスクの記載（案）	備考
<p><u>ことを確認し、作業エリアを不燃物又は難燃物で区画し消火器を設置する。作業に伴い機器・配管等の開口部が発生する場合には、異物混入防止管理エリアを設定して工具・機材の出入りの管理を行う等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。設置後、長期間経ている機器等については、供用開始前までに点検を実施する。</p> <p>f. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、敷地境界において、空間放射線量を適切に測定する。</p> <p>g. 修理の方法は、基本的に「第 1.1-1 図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準規則に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>i. 一般産業用工業品の更新や交換等は、設工認申請書に記載している仕様又は性能を満足していることを評価のうえ使用を開始する。</p>	<p><u>ことを確認し、作業エリアを不燃物又は難燃物で区画し消火器を設置する。作業に伴い機器・配管等の開口部が発生する場合には、異物混入防止管理エリアを設定して工具・機材の出入りの管理を行う等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>c. 設置の工事を行う金属キャスクについて、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 金属キャスクの状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置の工事を行う金属キャスクについて、事業開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から事業開始までの間、維持する。</p> <p>f. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、<u>公衆の放射線防護のため、敷地境界において、空間放射線量を適切に測定する。</u></p> <p>g. 修理の方法は、基本的に「第 1.1-1 図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準規則に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p><u>i. 臨界評価並びに除熱機能及び遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料集合体の仕様（燃焼度、冷却期間等）及び金属キャスクへの収納配置が適切であることを、原子炉設置者が実施した記録により確認する。</u></p>	<p>備考</p> <p>建設段階における必要な機能・性能の維持管理による相違 第 3. 3 (3) 項</p> <p>使用済燃料の収納による検査の相違 第 3. 2 項</p>

記載の標準（金属キャスク以外の設備）

- 【凡例】**
- ◇_検：品質マネジメントシステムに係る検査以外の使用前事業者検査の検査項目（適切な時期に以下のうち必要な検査を実施）
 - a. 構造、強度又は漏えいに係る検査
 - ・材料検査
 - ・寸法検査
 - ・耐圧、漏えい検査
 - ・外観検査
 - ・据付検査
 - ・状態確認検査
 - ・建物・構築物の構造を確認する検査
 - b. 機能又は性能に係る検査
 - ・状態確認検査
 - ・特性検査
 - ・機能検査
 - ・性能検査
 - c. 基本設計方針検査
 - ◇_Q：品質マネジメントシステムに係る検査

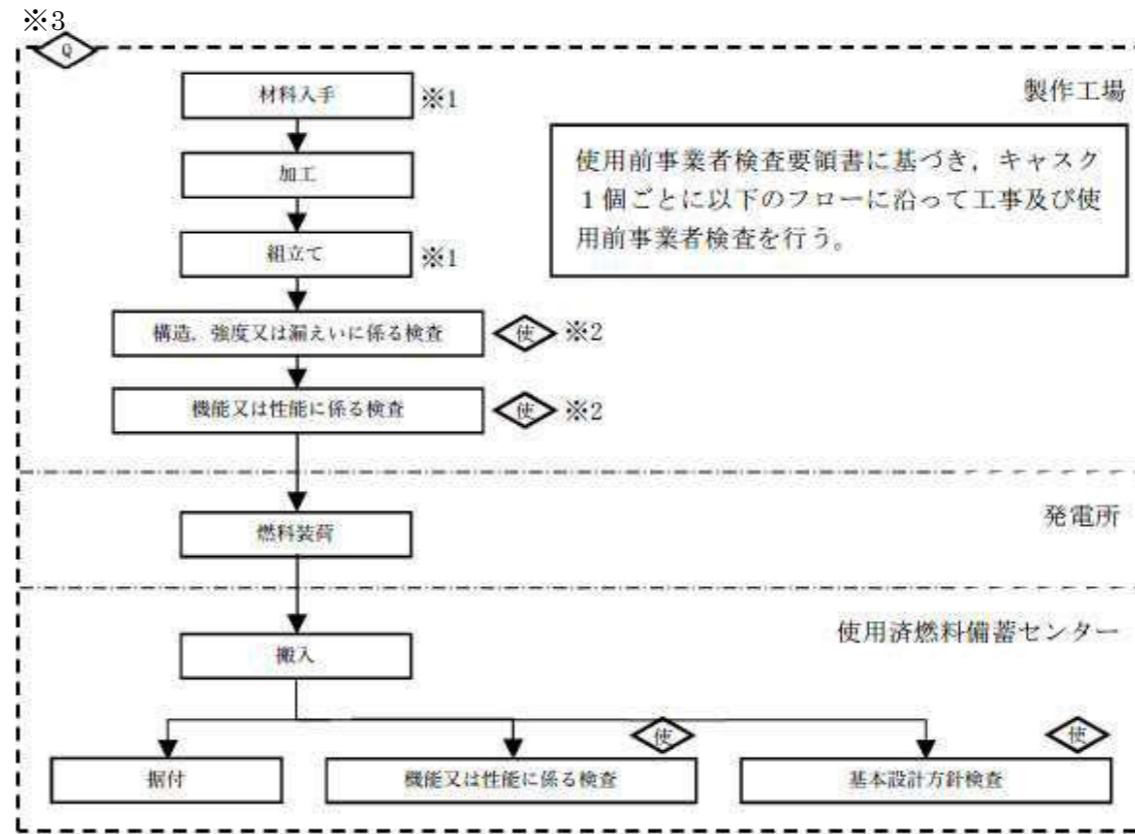


注記*1：材料入手、加工及び組み立て等は必要な場合のみ実施する。
 注記*2：品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の数、工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。
 注記*3：取外しは使用済燃料備蓄センターで機器等を取外して製作工場加工等を実施する場合があります、その場合は使用済燃料備蓄センターで機器等を取外した後、製作工場の工事の手順から実施する。

注：立会い、抜取り立会い、記録確認のいずれかで実施するかは、重要度に応じて個別の使用前事業者検査要領書で定める。

第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー

金属キャスクの記載（案）



- *1：材料入手、加工及び組み立て等は、必要な場合のみ実施する。主要な耐圧部の溶接部に係る溶接施工は、図2の工事フローに従い実施する。
- *2：検査については、材料入手、加工及び組立の間で適切な時期に実施する。
- *3：品質マネジメントシステムに係る検査は、工事の数、工事期間を考慮して適切な時期と頻度で実施する。

- 【凡例】**
- ◇_検：品質マネジメントシステムに係る検査（※3）以外の使用前事業者検査の検査項目（適切な時期に以下のうち必要な検査を実施）
 - a. 構造、強度又は漏えいに係る検査
 - ・材料検査
 - ・寸法検査
 - ・外観検査
 - ・耐圧・漏えい検査
 - ・吊上荷重検査
 - ・重量検査
 - b. 機能又は性能に係る検査
 - ・気密漏えい検査
 - ・速へい性能検査
 - ・線量当量率検査
 - ・水漏れ検査
 - ・伝熱検査
 - c. 基本設計方針検査
 - ◇_Q：品質マネジメントシステムに係る検査

第1.1-1図 金属キャスクの工事の手順と使用前事業者検査のフロー

備考

型式毎の検査実施による相違

第3.3(2)項

発電所における使用済燃料の収納による相違

第3.3(1)項

使用済燃料の収納による検査の相違

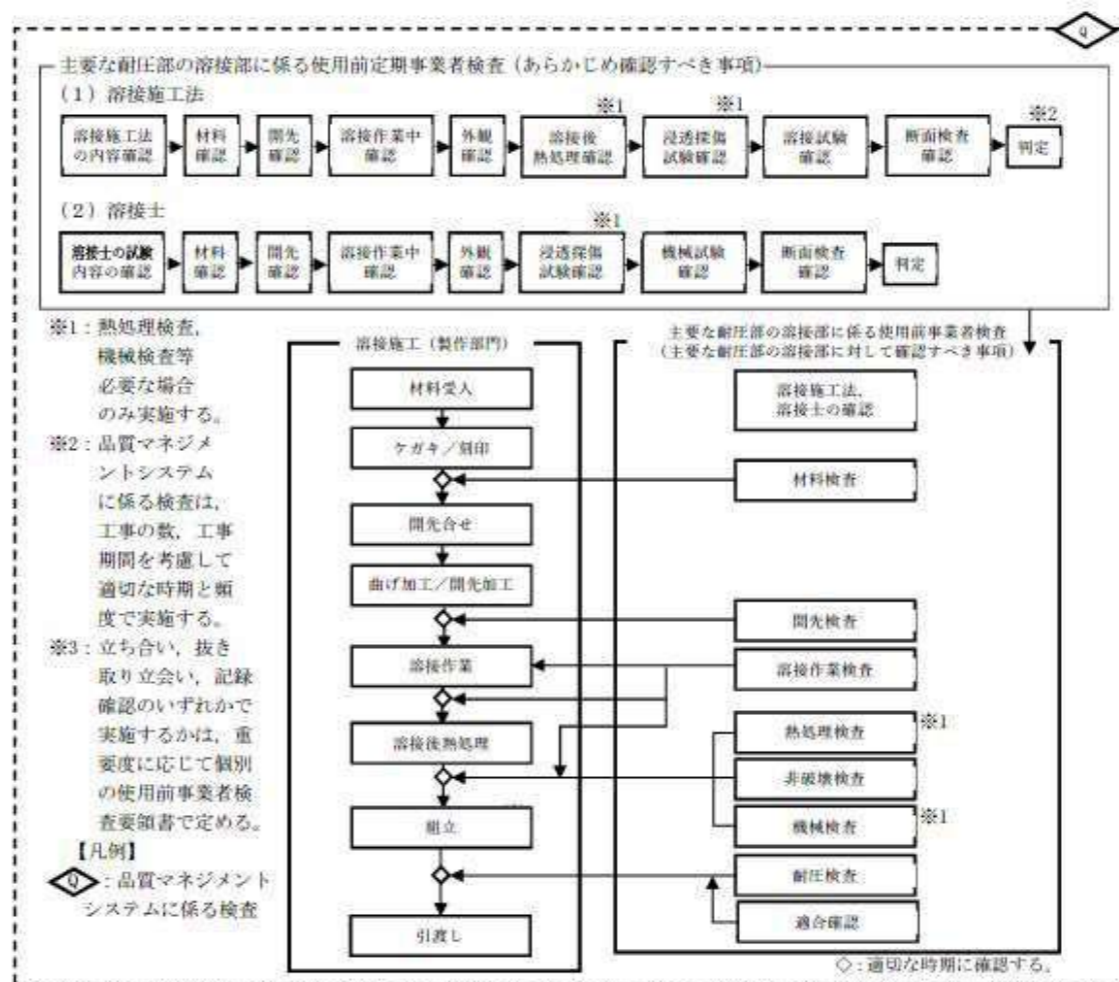
第3.2項

記載の標準（金属キャスク以外の設備）

金属キャスクの記載（案）

備考

使用済燃料の収納
による検査の相違
第3.2項



第 1.2-1 図 金属キャスクの主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査のフロー

○ 設計及び工事の計画の変更認可申請書 変更前, 変更後の内容

(赤字: 修正箇所)

変更前	変更後
<p>別添Ⅲ 1 工事の方法 (金属キャスク以外の設備)</p> <p>3 工事上の留意事項</p> <p>3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては, 保安規定を遵守するとともに, 従事者及び公衆の安全確保等の観点から, 以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 周辺資機材及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう, 隔離, 作業環境維持, 異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては, 既設の機器等へ悪影響を与えないよう, 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに, 隔離, 火災防護, 異物侵入防止対策, 作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 必要に応じて, 供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵施設の状況に応じて, 検査・試験, 試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 供用開始後に必要な機能・性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間, 維持する。設置後, 長期間経ている機器等については, 供用開始前までに点検を実施する。</p> <p>f. 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と, 被ばく線量管理を行う。また, 公衆の放射線防護のため, 敷地境界において, 空間放射線量を適切に測定する。</p> <p>g. 修理の方法は, 基本的に「図 1-1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし, 機器等の全部又は一部について, 撤去, 切断, 切削又は取外しを行い, 据付, 溶接又は取付け, 若しくは同等の方法により, 同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等, 機器等の機能維持又は回復を行う。また, 機器等の一部撤去, 一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は, 技術基準規則に適合するよう, 安全性及び信頼性について必</p>	<p>別添Ⅲ 1 工事の方法 (金属キャスク以外の設備)</p> <p>3 工事上の留意事項</p> <p>3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては, 保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに, 従事者及び公衆の安全確保等の観点から, 以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 周辺資機材及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう, 保管・設置エリアを区画し, シート等で養生を行う。作業環境を維持するために 4S (整理, 整頓, 清潔, 清掃) に努めるとともに, 放射線の影響を受けないようにする。機器に開口部がある場合には, 開口部からの異物の混入がないように養生を行う等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては, 既設の機器等へ悪影響を与えないよう, 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認する。作業開始前にフェンスまたはロープ等による区画及びシート類による養生を行い, 作業エリアを設定し, 人と物の出入りを制限する。作業に伴い持ち込む可燃性物品を極力少なくする。火花等が発生する作業を行う場合は, 作業エリア周辺に可燃物・危険物がないことを確認し, 作業エリアを不燃物又は難燃物で区画し消火器を設置する。作業に伴い機器・配管等の開口部が発生する場合には, 異物混入防止管理エリアを設定して工具・機材の出入りの管理を行う等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 必要に応じて, 供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵施設の状況に応じて, 検査・試験, 試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事をを行う使用済燃料貯蔵施設の機器等について, 供用開始後に必要な機能・性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間, 維持する。設置後, 長期間経ている機器等については, 供用開始前までに点検を実施する。</p> <p>f. 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と, 被ばく線量管理を行う。また, 公衆の放射線防護のため, 敷地境界において, 空間放射線量を適切に測定する。</p> <p>g. 修理の方法は, 基本的に「図 1-1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし, 機器等の全部又は一部について, 撤去, 切断, 切削又は取外しを行い, 据付, 溶接又は取付け, 若しくは同等の方法により, 同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等, 機器等の機能維持又は回復を行う。また, 機器等の一部撤去, 一部撤去の既設端部について閉止板の取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>h. 特別な工法を採用する場合の施工方法は, 技術基準規則に適合するよう, 安全性及び信頼性について必</p>

変更前	変更後
<p>要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>i. 一般産業用工業品の更新や交換等の際は、設工認申請書に記載している仕様又は性能を満足していることを評価する。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">金属キャスク以外の設備が準拠すべき主な法令、規格及び基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号） ・建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号） ・消防法（昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号） ・消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日 政令第 37 号） ・消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日 自治省令第 6 号） ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 166 号） ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年 6 月 16 日 通商産業省令第 112 号） ・使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 12 月 6 日 原子力規制委員会規則第 24 号） ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成 12 年 6 月 16 日 通商産業省令第 113 号） ・使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成 25 年 12 月 6 日 原子力規制委員会規則第 26 号） ・使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 2 年 3 月 17 日 原子力規制委員会規則第 8 号） ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年 3 月 6 日 総務省令第 24 号） ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日 政令第 306 号） ・電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号） ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 52 号） ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984） ・原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601・補-1987） ・原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601-1991 追補版） 	<p>要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>i. 一般産業用工業品の更新や交換等の際は、設工認申請書に記載している仕様又は性能を満足していることを評価する</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">金属キャスク以外の設備が準拠すべき主な法令、規格及び基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号） ・建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号） ・労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日 法律第 57 号） ・消防法（昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号） ・消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日 政令第 37 号） ・消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日 自治省令第 6 号） ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 166 号） ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年 6 月 16 日 通商産業省令第 112 号） ・使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 12 月 6 日 原子力規制委員会規則第 24 号） ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成 12 年 6 月 16 日 通商産業省令第 113 号） ・使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成 25 年 12 月 6 日 原子力規制委員会規則第 26 号） ・使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 2 年 3 月 17 日 原子力規制委員会規則第 8 号） ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年 3 月 6 日 総務省令第 24 号） ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日 政令第 306 号） ・電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号） ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 52 号） ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（JEAG4601・補-1984） ・原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601・補-1987） ・原子力発電所耐震設計技術指針 （JEAG4601-1991 追補版）

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">• 日本工業規格(JIS)• 日本産業規格(JIS)	<ul style="list-style-type: none">• 日本工業規格(JIS)• 日本産業規格(JIS)

添付資料 5 添付図面の整理について

添付資料 5 目次

1. 目的	5-1
2. 添付図面の記載方針	5-1
3. 添付図面の種類と目的	5-1
4. 添付図面の整理	5-3
5. 設工認申請書全体での添付図面の構成	5-4
6. 添付図面の記載方法	5-4

別紙

1. 第5別1-1表リサイクル燃料備蓄センターの 設工認の添付図の整理表	5別1-1
2. 主要寸法 (例)	5別2-1
3. 5-別紙1に記載の分類記号について	5別3-1

1. 目的

本資料は、について、設工認申請書に添付する図面を明確化するものである。

2. 添付図面の記載方針

添付図面については、基本設計方針、要目表、添付書類に関連する設計を図示することにより、明確にできるものについて配置図、系統図、構造図等を示す。

また、発電炉で別表第二に添付図書類として図面の添付が要求されている図面については、その添付の要否を検討し、必要に応じて添付する。

3. 添付図面類の種類と目的

(1) 系統図

設工認で申請する各設備で使用する空気、水、電気、信号等のつながりを図面で表し、関連性を明確にするために添付する。

系統図には、具体的には設工認の申請対象となる設備（機器グループ①、②-1、②-2、③に示す設備）を記載する。（図面では表現しにくい場合は、表形式でつながりを示すことも可とする）

リサイクル燃料備蓄センターの設工認で添付する系統図は以下の通り。

A. 圧縮空気供給設備の系統図

圧縮空気供給設備で発生させた圧縮空気の流れと関連する設備のつながりを図で示すもの。

B. 電気設備の系統図

リサイクル燃料備蓄センターの電気の流れと関連する分電盤等の電源設備のつながりを示すもの（単線結線図）。

軽油貯蔵タンク（地下式）から計量機までの配管の系統を示すもの。

C. 計測設備の系統図

リサイクル燃料備蓄センター内の検出器で計測した信号と、その信号処理に係る各設備のつながりを図で示すもの。

D. 放射線監視設備の系統図

リサイクル燃料備蓄センター内の検出器で計測した信号と、その信号処理に係る各設備のつながりを図で示すもの。

E. 火災感知設備の系統図

使用済燃料貯蔵建屋（以下「貯蔵建屋」という。）内の火災検知設備の信号と、その信号処理に係る各設備のつながりを図で示すもの。

(2) 配置図

使用済燃料備蓄センターに設置される主要な設備の位置を、配置図上で表すために添付する。

具体的には、設計及び工事の計画において、申請対象となる設備（機器グループ①、②-1、②-2、③に示す設備）の配置を図面上で明示するものとする。同一の場所に、同一設備区分の複数の設備が明示される場合には、他の施設区分の設備の配置が分かりにくくなることから、施設区分ごとに配置図を作成する。

リサイクル燃料備蓄センターの設工認で添付する配置図は以下の通り。

a. リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図

リサイクル燃料備蓄センターの敷地内の主要な建物と屋外に設置される申請対象となる設備（機器グループ①、②-1、②-2に示す設備）の配置を図で示すもの。

b. 使用済燃料貯蔵建屋機器配置図

使用済燃料貯蔵建屋内の申請対象となる設備（機器グループ①、②-1、②-2、③に示す設備）の配置を図面上で明示するもの。なお、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備、避難通路用の設備については、多数の設備が同一エリアに設置されることから、各施設区分あるいは各エリアの配置図にて示す。

c. 給排気温度検出器の配置図

貯蔵建屋貯蔵エリアに設置される給気温度計 2 台、排気温度計 24 台（機器グループ②-2）の配置を図面上で示す。

d. エリアモニタリング設備エリアモニタ検出器の配置図

貯蔵建屋に設置されるガンマ線検出器 14 台、中性子線検出器 7 台（機器グループ②-2）の配置を図面上で示す。

e. 通信連絡設備の配置図

リサイクル燃料備蓄センターの貯蔵建屋、事務建屋、屋外に設置される通信連絡設備（機器グループ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

f. 避難通路・避難用照明の配置図

貯蔵建屋に設置される避難通路・避難用照明（機器グループ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

g. 貯蔵建屋電気品室の機器配置図

貯蔵建屋電気品室に設置される電気設備（機器グループ②-2、③に示す設備）の配置を図面上で示す。

h. 貯蔵建屋監視盤室の機器配置図

貯蔵建屋監視盤室に設置される計測設備と放射線監視設備（機器グループ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

i. 貯蔵建屋の電気設備及び計測設備の配置図

貯蔵建屋内（電気品室及び監視盤室を除く）に設置される電気設備（分電盤類）及び計測設備（機器グループ②-2, ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

j. 受変電施設の機器配置図

受変電施設に設置される電気設備（機器グループ②-2, ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

k. 事務建屋の機器配置図

事務建屋に設置される電気設備及び計測設備（機器グループ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

l. 周辺監視区域境界付近モニタリング設備の配置図

屋外及びモニタリングポスト局舎内に設置される周辺監視区域境界付近モニタリング設備及び電気設備（機器グループ②-2, ③に示す設備）の配置を図面上で示す。

m. 貯蔵建屋の火災区域区画図

使用済燃料貯蔵建屋の火災区域、火災区画を示した図面上で示す。

n. 貯蔵建屋の消防用設備配置図

使用済燃料貯蔵建屋の消防用設備の配置を図面上で示す。

o. 軽油貯蔵タンク（地下式）の機器配置図

軽油貯蔵タンク（地下式）に付属する機器の配置を図面上で示す。

(3) 地形図

使用済燃料備蓄センターの概略位置を示すとともに、津波浸水時の浸水範囲を確認する観点から添付する。

(4) 構造図

設工認で申請する主要な設備（機器グループ①, ②-1, ②-2 に示す設備）の内、要目表に設備の各種評価に用いるインプット条件として寸法が記載される場合、構造や外形を示すために添付する。構造図には、耐震や強度の評価で用いる寸法を記載する。

添付の有無は発電炉の実績を参考にするとともに、必要性を含めて検討する。なお、通信連絡設備や火災防護設備等、一般産業用工業品で一般向けに市販されている設備については、構造等は既知で一般的であると考え

られることから、添付しない。

4. 添付図面の整理

リサイクル燃料備蓄センターの設工認における機器グループ①、②-1、②-2、③の設備について、添付図面の有無と記載する添付図面について整理した表を別紙「リサイクル燃料備蓄センターの設工認の添付図の整理表」に示す。表中の記号は、上記3.(1)と(2)に記載の記号を用いている(参考-2)。

5. 設工認申請書全体での添付図面の構成

当初の第1回分割申請時に比べ、機器グループ③の設備を配置図に記載することとしたことから、図面類が増加している。現状の図面構成では、同じ配置図に計測設備、放射線監視設備、電気設備が混在する図面がある。

そのため、配置図については計測設備、放射線監視設備、電気設備で分割して添付することとする。

6. 添付図面の記載方法

(1) 共通事項

図面の種類(配置図、構造図、系統図)ごとに添付図面を作成する。図面の種類単位で、施設区分ごとに並べるものとし、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。

(2) 系統図

系統図は、主配管等の取付位置、ルート、機器との取り合いが確認できるものとする。なお、施設の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面(プロセス系統図、系統説明図、換気系統図、単線結線図、計測制御系統図等)を添付する。

- ・主配管の勾配は、許可整合(勾配、重力流等)および技術基準適合(閉じ込めの機能等)の観点で明確に示す必要がある場合は、系統図に記載する。
- ・許可および技術基準の要求を達成するために必要な設備は、系統図に記載する。

(記載方針)

設備(系統)区分ごとに作成する。当該設備(系統)区分における申請範囲を以下の方法等により明確にする。

(申請範囲の明確化の方法例)

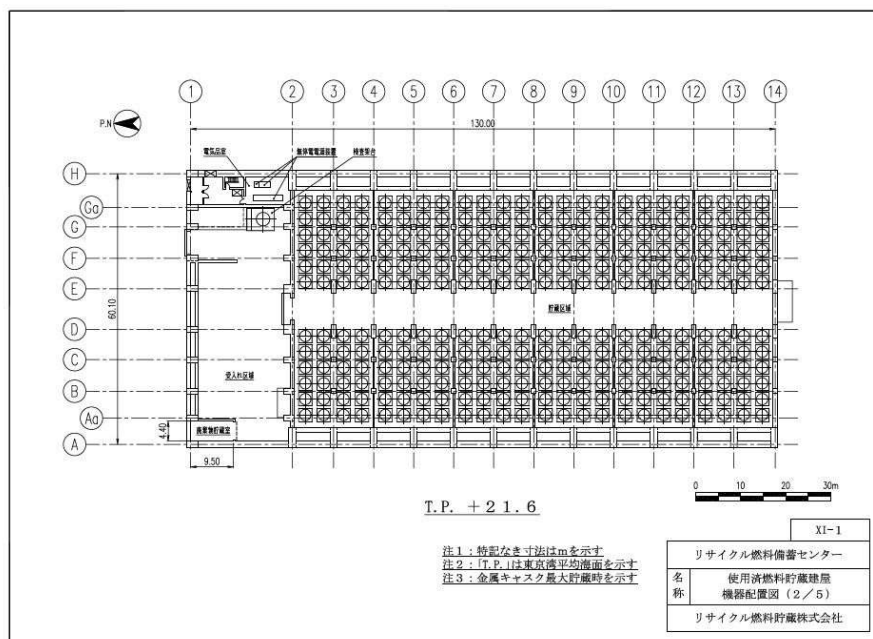
- ・申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「黒太実線」、改造範囲については「赤太実線等」で示す。なお、本対応が困難な場合は、注記等で対応する。
- ・当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。
 - ・「安全弁」・「逃がし弁」については、申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。
 - ・「計測制御系統図」については、申請対象計測器を破線で囲むことで、示すものとする。
 - ・主配管の仕様表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、仕様表と同一名称を記載する。
 - ・申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。（ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く）
 - ・撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する

(3) 配置図

配置図は、仕様表に記載される機器の施設内での配置が分かる図面とする。なお、機器の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（建屋平面図・断面図、機器配置図等）を添付する。

使用済燃料貯蔵施設の配置図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。

(機器配置図のイメージ)



(記載方針)

a. 共通事項

- ・配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は、仕様表の記載と合わせる。
- ・一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。
- ・屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容に T.P. ○ m を記載する。なお、記載する T.P. は、事業変更許可申請書に準ずる。(降水、津波の技術基準への適合性に係らない機器を除く。)
- ・建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後に T.P. ○ m を記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備は T.P. ○ m を記載する。(津波の技術基準への適合性に係らない機器を除く。)

b. 設備

- ・設備の取付箇所については、エリアモニタリング設備と給排気温度監視装置の検出器の配置図は、まとめて記載する。それ以外の複数の区分の

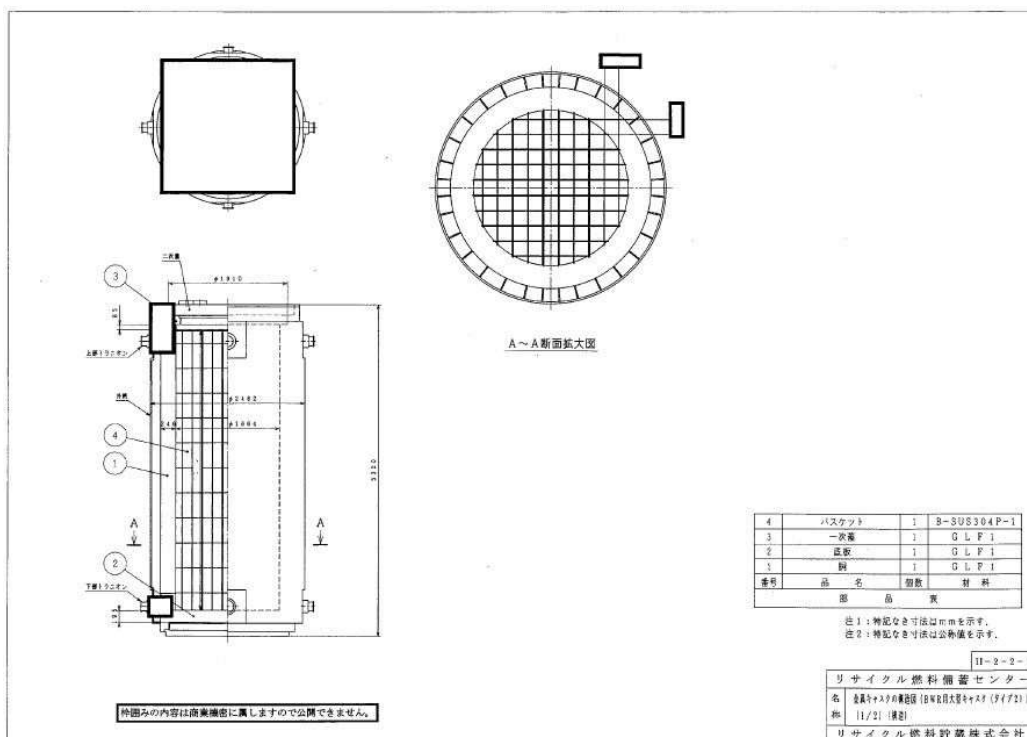
機器についてはまとめてフロア別に記載する。記載の見やすさを考慮し、同一の設備（系統）区分の機器を、別に記載しても良い。

(4) 構造図

構造図は、仕様表に記載される機器の構造を第三角法（正面図、平面図、側面図）により示すものとする。

使用済燃料貯蔵施設の構造図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。

(構造図イメージ)



(記載方針)

- ・ 構造図の図中に主要寸法^{※1}を記載する。
- ・ 電源車に付随する调速装置等は、取付位置が分かるように図中に記載する。
- ・ 改造範囲については「赤太実線等」で示す。

※1：主要寸法の記載例を 5-別紙2 に示す。

(5) その他（既認可図面を呼び出す場合）

既設工認に図面の記載があるもので今回変更しないものは、「2. 添付図面を添付する対象範囲」に示す方針に基づき、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「図面名称」）を記載する。

【既認可図面を呼び出す場合の記載イメージ】

・○○建屋の平面図及び断面図

【平成○年○月○日付け○安第○号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書の○○建屋平面図、○○建屋断面図による】

既設工認の図面を呼び込む場合の記載。
既設工認の認可年月日、↑認可番号及び図面名称を
目次に記載する。

5別第1表 リサイクル燃料備蓄センターの設工認の添付図の整理表

No.	施設区分	設備名称	重要度分類	耐震クラス	系統図	配置図	構造図	備考
(1) 使用済燃料貯蔵設備本体								
1-1	使用済燃料貯蔵設備本 体	金属キャスク	①	S	-	b	第2回	
1-2		貯蔵架台	②-1	S	-	b	第2回	
(2) 使用済燃料の受入施設								
2-1	搬送設備及び受入設備	受入れ区域天井クレーン	②-1	B (S ₂)	-	b	第2回	
2-2		搬送台車	②-1	B (S ₂)	-	b	第2回	
2-3		仮置架台	②-2	C	-	b	第2回	
2-4		たて起こし架台・衝撃吸収材	②-2	C・-	-	b	第2回	
2-5		検査架台	②-2	C	-	b	第2回	
2-6	圧縮空気供給設備	空気圧縮機	②-2	C	A	b	第2回	
2-7		空気貯槽	②-2	C	A	b	第2回	
2-8		安全弁	②-2	C	A	b	第2回	
2-9		除湿装置前置フィルタ	②-2	C	A	b	第2回	
2-10		除湿装置後置フィルタ	②-2	C	A	b	第2回	
2-11		空気除湿装置	②-2	C	A	b	第2回	
2-12		主配管	②-2	C	A	-	第2回	
2-13		冷却系統	③	C	A	-	第2回	
(3) 計装設備								
3-1	計測設備	給排気温度検出器 (給気側2台, 排気側24台)	②-2	C	C	c	-	
3-2		蓋間圧力検出器 (前置増幅器含む)	②-2	C	C	-	-	市販品
3-3		表面温度検出器	②-2	C	C	-	-	市販品
3-4		表示・警報装置 (記録含む) (CL-1: 監視盤室)	③	C	C	h	-	市販品
3-5		表示・警報装置 (記録含む) (CL-4: 事務建屋)	③	C	C	k	-	市販品
3-6	代替計測用計測器	非接触式可搬型温度計 (表面温度の代替計測用)	③	C	-	-	-	市販品
3-7		温度検出器 (給排気温度の代替計測用)	③	C	-	-	-	市販品
3-8		圧力検出器 (蓋間圧力の代替計測用)	③	C	-	-	-	市販品
(4) 放射性廃棄物の廃棄施設								
4-1	廃棄施設	廃棄物貯蔵室	②-2	C	-	b	-	
4-2		漂流防止金具 (基本設計方針, 添付に記載), ネット, パレット (基本設計方針, 添付に記載)	③	-	-	-	-	
(5) 放射線管理施設 (エリアモニタリング設備)								
5-1-1	エリアモニタリング設 備	ガンマ線エリアモニタ (RE-601-1~14)	②-2	C	D	d	-	
5-1-2		中性子線エリアモニタ (RE-602-1~7)	②-2	C	D	d	-	
(5) 放射線管理施設 (固定モニタリング設備)								
5-2-1	周辺監視区域境界付近 固定モニタリング設備	モニタリングポスト (ガンマ線モニタ (低レンジ))	②-2	C	D	a,l	-	
5-2-2		モニタリングポスト (ガンマ線モニタ (高レンジ))	②-2	C	D	a,l	-	
5-2-3		モニタリングポスト (中性子線モニタ)	②-2	C	D	a,l	-	
5-2-12		モニタリングポイント1~12 (積算線量計)	③	C	-	l	-	
(5) 放射線管理施設 (放射線サーベイ機器)								
5-3-1	放射線サーベイ機器	GM管サーベイメータ	②-2	C	-	-	-	市販品
5-3-2		電離箱サーベイメータ (代替計測にも使用)	②-2	C	-	-	-	市販品
5-3-3		シンチレーションサーベイメータ (代替計測にも使用)	②-2	C	-	-	-	市販品
5-3-4		中性子線用サーベイメータ (代替計測にも使用)	②-2	C	-	-	-	市販品
5-3-5		ガスモニタ	②-2	C	-	-	-	市販品
5-4-1	出入管理設備	入退域管理装置	③	C	-	-	-	
5-5-1	個人管理用測定設備	個人線量計	③	C	-	-	-	

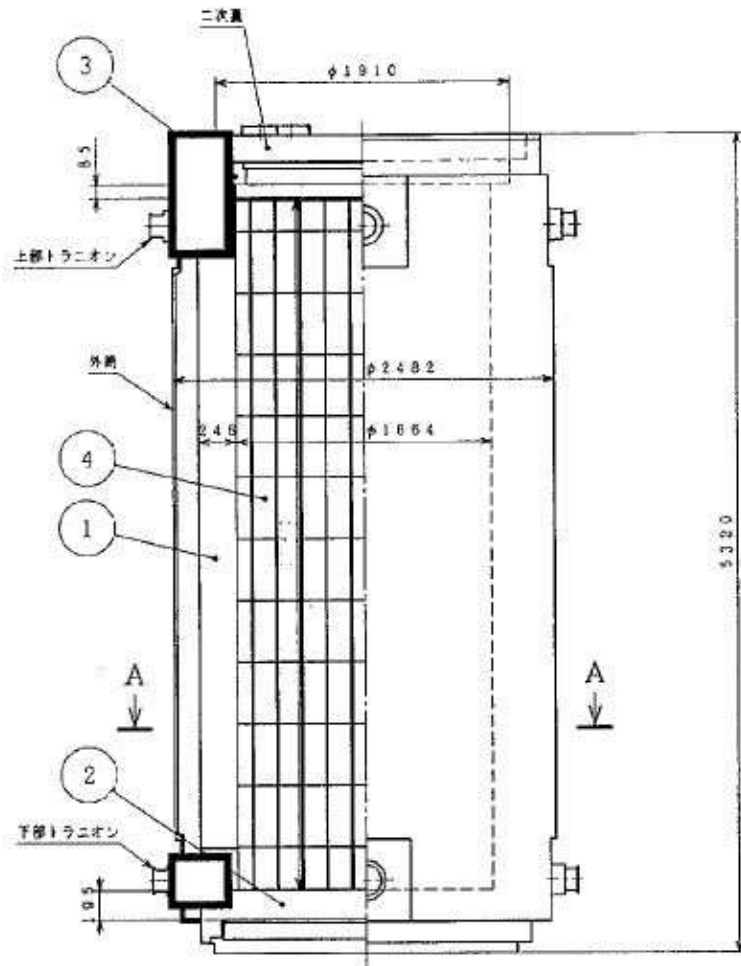
5別第1表 リサイクル燃料備蓄センターの設工認の添付図の整理表

No.	施設区分	設備名称	重要度分類	耐震クラス	系統図	配置図	構造図	備考
(6) その他使用済燃料貯蔵設備の附帯施設 (使用済燃料貯蔵建屋)								
5-6-1	使用済燃料貯蔵建屋	使用済燃料貯蔵建屋	①	B (S ₂)	-	a	第2回	
5-6-2		遮蔽ルーバ	①	B (S ₂)	-	b	-	
5-6-3		遮蔽扉	①	B (S ₂)	-	b	第2回	
(6) その他使用済燃料貯蔵設備の附帯施設 (電気設備)								
6-1-1	予備電源	無停電電源装置 (UPS-2)	②-2	C	B	g	第1回	
6-1-2		共用無停電電源装置 (UPS-1)	②-2	C	B	j	第1回	
6-1-3		電源車	②-2	C	B	a	第1回	
6-1-4		軽油貯蔵タンク (地下式)	②-2	C	B	a.o	第1回	
6-1-5	常用電源設備	貯蔵建屋無停電分電盤 (DP-4)	③	C	B	g	-	
6-1-6		キャスク監視設備無停電分電盤 (DP-5)	③	C	B	k	-	
6-1-7		圧力変換器給電盤 (MCP-12-1~6)	③	C	B	i	-	
6-1-8		モニタリングポストA分電盤	③	C	B	l	-	
6-1-9		モニタリングポストB分電盤	③	C	B	l	-	
6-1-10		モニタリングポストA AC-GC電源切替盤	③	C	B	l	-	
6-1-11		モニタリングポストB AC-GC電源切替盤	③	C	B	l	-	
6-1-12		モニタリングポストA電灯分電盤	③	C	B	l	-	
6-1-13		モニタリングポストB電灯分電盤	③	C	B	l	-	
6-1-14		無停電電源分岐盤	③	C	B	i	-	
6-1-15		照明用電源盤 (LP-1-1, LP-1-2)	③	C	B	g	-	
6-1-16		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-1)	③	C	B	i	-	
6-1-17		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-2)	③	C	B	i	-	
6-1-18		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-3)	③	C	B	i	-	
6-1-19		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-4)	③	C	B	i	-	
6-1-20		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-5)	③	C	B	i	-	
6-1-21		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-6)	③	C	B	i	-	
6-1-22		貯蔵建屋電灯分電盤 (L-1-7)	③	C	B	i	-	
6-1-23		移動電源車接続箱	③	C	B	a	-	
6-1-24		受変電施設420V常用母線1 (420VパワーセンタP/C)	③	C	B	j	-	
6-1-25		貯蔵建屋420V常用母線 (420Vコントロールセンタ MCC-1)	③	C	B	g	-	
6-1-26		受変電施設420V常用母線2, 210V常用母線, 105V常用母線 (受変電施設420V電源盤: DP-1-1, DP-1-2, DP-1-3)	③	C	B	j	-	
6-1-27		貯蔵建屋210V常用母線 (DP-2)	③	C	B	g	-	
6-1-28		貯蔵建屋105V常用母線 (DP-3)	③	C	B	g	-	
6-1-29		直流電源装置 (DCU-1)	③	C	B	j	-	
6-1-30		南側高台 420V常用母線, 210V常用母線, 105V常用母線	③	C	B	a	-	
(6) その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設 (通信連絡設備等)								
6-2-1	社内電話設備	電話交換機	③	C	-	e	-	市販品
6-2-2		固定電話機	③	C	-	e	-	市販品
6-2-3		PHS 端末	③	C	-	-	-	市販品
6-2-4		PHS 基地局	③	C	-	e	-	市販品
6-2-5	送受信器	パケット交換機	③	C	-	e	-	市販品
6-2-6		ハンドセット	③	C	-	e	-	市販品
6-2-7	放送設備	マイク	③	C	-	e	-	市販品
6-2-8		スピーカ	③	C	-	e	-	市販品
6-2-9		警報装置	③	C	-	e	-	市販品
6-2-10		非常用スピーカ	③	C	-	e	-	市販品
6-2-11		放送用アンプ	③	C	-	e	-	市販品
6-2-12	加入電話設備	災害優先電話	③	C	-	e	-	市販品
6-2-13		F A X	③	C	-	e	-	市販品
6-2-14	衛星携帯電話	衛星携帯電話	③	C	-	e	-	市販品
6-2-15		F A X	③	C	-	e	-	市販品
6-2-16	避難通路	安全避難用扉 (安全避難通路の扉)	③	C	-	f	-	市販品
6-2-17	誘導灯	通路誘導灯 (通路誘導灯, 標識)	③	C	-	f	-	市販品
6-2-18		避難口誘導灯 (避難口誘導灯, 標識)	③	C	-	f	-	市販品
6-2-19		保安灯	③	C	-	f	-	市販品

5別第1表 リサイクル燃料備蓄センターの設工認の添付図の整理表

No.	施設区分	設備名称	重要度分類	耐震クラス	系統図	配置図	構造図	備考
(6) その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設（消防用設備）								
6-3-1	消火設備	動力消防ポンプ	②-2	C	-	n	第2回	
6-3-2	消火器	粉末（ABC）消火器	②-2	C	-	n	-	市販品
6-3-3		大型粉末消火器	②-2	C	-	n	-	市販品
6-3-4		化学泡消火器 [新設]	②-2	C	-	n	-	市販品
6-3-5	消火設備	防火水槽（消防用水）	②-2	C	-	n	第2回	
6-3-6	火災感知設備	光電式分離型感知器	②-2	C	E	n	-	市販品
6-3-7		光電式スポット型感知器	②-2	C	E	n	-	市販品
6-3-8		差動式スポット型感知器	②-2	C	E	n	-	市販品
6-3-9		火災受信機（火災受信機，中継器盤）	②-2	C	E	n	-	市販品
6-3-10		表示機	②-2	C	E	n	-	市販品
6-3-11	火災区域構造物及び 火災区画構造物	防火シャッター（防火防煙シャッター）	②-2	C	-	b, n	-	
6-3-12		防火扉	②-2	C	-	b, n	-	
6-3-13		コンクリート壁	②-2	C	-	-	-	
6-3-14	避雷設備	棟上導体（笠木）	②-2	C	-	-	-	
(6) その他使用済燃料貯蔵設備の附帯施設（人の不法な侵入等防止設備）								
6-4-1	人の不法な侵入等防止設備		③	C	-	-	-	

主要寸法 (例)



5-別紙 1 に記載の分類記号について

系統図に記載の記号 A～D は、以下の系統図の名称を示している。

- A : 圧縮空気供給設備の系統図
- B : 電気設備の系統図
- C : 計測設備の系統図
- D : 放射線監視設備の系統図
- E : 火災感知設備の系統図

配置図に記載の記号 a～n は、以下の配置図名を示している。

- a : リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図
- b : 使用済燃料貯蔵建屋機器配置図
- c : 給排気温度検出器の配置図
- d : エリアモニタリング設備エリアモニタ検出器の配置図
- e : 通信連絡設備の配置図
- f : 避難通路・避難用照明の配置図
- g : 貯蔵建屋電気品室の機器配置図
- h : 貯蔵建屋監視盤室の機器配置図
- i : 貯蔵建屋の電気設備及び計測設備の配置図
- j : 受変電施設の機器配置図
- k : 事務建屋の機器配置図
- l : 周辺監視区域境界付近モニタリング設備の配置図
- m : 貯蔵建屋の火災区域区画図
- n : 貯蔵建屋の消防用設備配置図
- o : 軽油貯蔵タンク（地下式）の機器配置図

添付資料6 非公開情報について

添付資料6 目次

1. 目的	6-1
2. 許認可申請書類の非公開情報の分類	6-1
3. 許認可申請書類の非公開情報の対象の考え方	6-1
4. 具体的な非公開情報の例	6-2
5. マスキングの方法	6-3
5. 1 マスキングの方針	6-3
5. 2 具体的なマスキングの方法	6-3
別紙 メーカー・第三者の商業機密の非公開情報と マスキング方法の具体例	6別-1

添付資料 6 図表目次

第 6-5.2-1 表 申請書の記載に応じた具体的な
マスキングの方法の基本方針 6-3

1. 目的

本資料は、設工認申請書に記載した事項について、非公開情報の考え方を明確化するものである。

2. 許認可申請書類の非公開情報の分類

非公開情報は、その目的を踏まえて、以下の2種類に分類される。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質を防護する情報

b. メーカー・第三者の商業機密

メーカーの有する商業権利を保護する対象となる情報

3. 許認可申請書類の非公開情報の対象の考え方

設工認申請書に記載した事項のうち非公開とする情報の考え方は以下の通りである。

a. 核物質防護情報

燃料貯蔵規則第三十六条に基づき特定核燃料物質の盗取を防止する（核不拡散の手段の一つ）観点^{*1}による非公開情報は、以下に示す2種類の情報が該当する。

a-1. 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の詳細情報

a-2. 見張人による巡視及び監視の詳細情報

b. メーカー・第三者の商業機密

メーカー・第三者の有する商業権利等を守る観点による非公開情報は、以下に分類される情報が該当する。

b-1. 設計の知見を保護すべき情報

b-2. 評価の知見を保護すべき情報

b-3. 製造する知見を保護すべき情報

b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報

※1：核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(https://www.jaea.go.jp/04/isdn/archive/pp_is/index.html)

4. 具体的な非公開情報の例

「3. 設工認申請書の非公開情報の対象の考え方」を踏まえた具体的な非公開情報の例は下記の通りである。

a. 核物質防護情報

a-1 「特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の詳細情報」に該当する情報の例

- ・防護扉の厚さ（寸法は非公開）
- ・防護扉の材質（材料名称は非公開）

a-2 「見張人による巡視及び監視の詳細情報」に該当する情報の例

- ・使用済燃料貯蔵建屋の開口配置図（建屋における扉や開口の位置は非公開）
- ・構内の機器配置（距離は非公開）

b. メーカー・第三者の商業機密^{※2}

メーカー・第三者の有する商業権利を守る観点等から、非公開情報の考え方と情報の例は下記の通りである（具体例を別紙に示す）。

b-1 「設計の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・設計方法（原理や手順等は非公開）
- ・設計入力情報
- ・設計条件
- ・設計結果（材料、構造等）

b-2 「評価の知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・構造、機能又は性能の評価方法（判断基準含み非公開）
- ・評価条件
- ・評価結果

b-3 「製造する知見を保護すべき情報」に該当する情報の例

- ・競合他社が設備の製作を可能となる製造方法（設定値含み非公開）
- ・製造条件

b-4 「第三者の所有する施設・設備に関する情報」に該当する情報の例
他事業者の情報等（IAEAの封印に関する情報、敷地外の火災・爆発源に関する配置情報）

※2：具体的な非公開情報については、最終的にはメーカー・第三者の判断による。

5. マスキングの方法

5. 1 マスキングの方針

非公開情報については、以下の方針に従うマスキングをした上で必要事項を公開する。

- (1) 設工認申請書の記載事項については、メーカーの商業権利の適切な保護を考慮しつつ審査の必要性を考慮し、マスキングの範囲を必要以上に広げないよう、できる限りマスキング範囲を限定化する。
- (2) 非公開情報とする核物質防護情報については、特定核燃料物質を適切に防護するため、核物質防護情報の特定を類推できる情報についても非公開とする。

5. 2 具体的なマスキング方法

申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法は、先行事業者のマスキングの方法も考慮し、第6-5.2-1表に示す方法を基本とする。具体例を6-1別紙に示す。

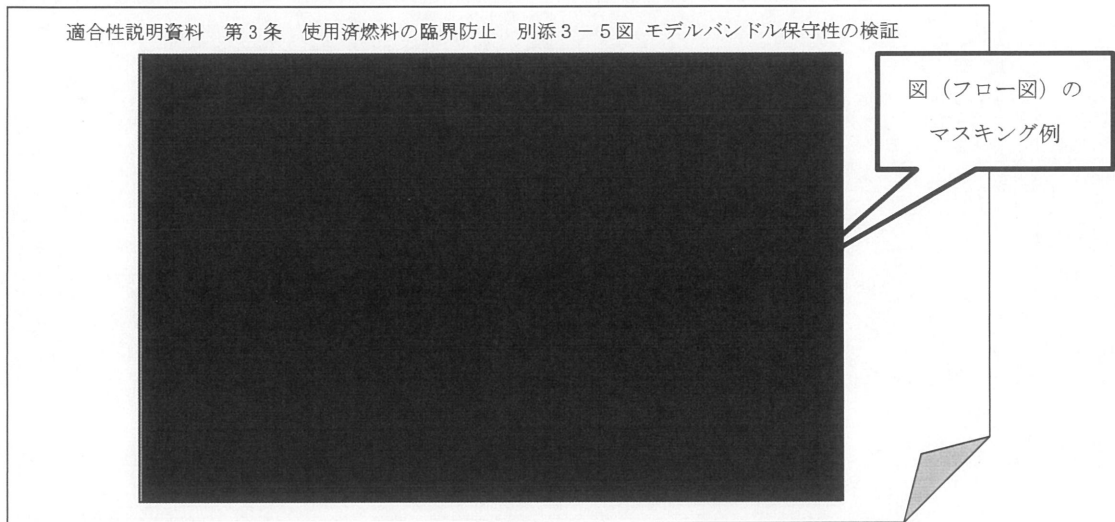
第6-5.2-1表 申請書の記載に応じた具体的なマスキングの方法の基本方針

項目	マスキング方法	具体例 (添付書類6-1別紙)
文章	非公開とすべき単語，数値及び数式のみマスキングする。	第2-1図
図	(構造図，平面図等) ・図面そのものをマスキングする(範囲はできるだけ限定化する)。 ・表題(副題含む。)は公開とする。 (グラフ) ・凡例や軸項目はできるだけ公開とする。 ・整理対象のデータ(曲線，直線，数値)をマスキングする。	第1-1図(フロー図) 第2-2図(グラフ) 第3図(構造図) 第4図(平面図)
表	・表による整理対象データをマスキングする。 ・表中の文章は「文章」項目のマスキング方法に従う。	第1-2図

メーカー・第三者の商業機密の非公開情報とマスキング方法の具体例

具体的なマスキング方法については、本紙で示す事業の変更許可審査で提出した適合性資料の通りとすることを基本とする。

1. 「b-1. 設計の知見を保護するべき情報」のマスキング方法の具体例



第6別-1-1図 メーカーの設計の知見を保護するべき情報

適合性説明資料 第15条 金属キャスク（金属キャスク）
第1表 金属キャスクの構成部材の健全性に対する評価について（抜粋）

部位及び材料	要因	主な評価の観点	各部位及び材料の経年変化に係わるデータ	設計条件
キャスク 【部位】 本体側(内面/外面) 外筒(内面) 一次蓋 二次蓋(内面) 一次蓋ボルト ① 【材料】 炭素鋼 合金鋼	腐食	●構造強度： 腐食による構造強度の低下	・本体側(内面)については、1%燃料破損相当の燃料棒内ガス中のヨウ素ガスを含む実機模擬環境における、低合金鋼の最大腐食速度により、60年間の腐食量を推定しても0.5mm程度 ^{*)} 。 ・中性子遮蔽材(レジン)に接する部位(本体側(外面)、外筒(内面))については、レジンの熱分解によって放出される生成物の大部分は水分であり、レジンの熱分解によって放出される生成物を全て水分として60年間の腐食量を推定しても0.2mm程度。(別添1)	[使用環境] ・ヘリウム雰囲気 ・レジン接触 [材料厚] ・本体側中央: mm ・外筒: mm ・一次蓋: mm ・二次蓋: mm
		●構造強度： 熱によるクリープ変形や高温脆化に伴う亀裂・破損	・クリープ変形を起こす温度領域の境界として、融点(絶対温度)の1/3~1/2以上とされている。(別添2)	[使用環境温度] ・除熱解析による最高温度(142°C)以下
		●構造強度： 照射による機械的特性的劣化	・炭素鋼、低合金鋼の脆性遷移温度の増加と照射量の関係は、中性子照射量が 10^{18} n/cm ² までは顕著な脆化はみられない。(第1図、第2図)	[放射線照射量] ・ 10^{18} n/cm ² ~ 10^{19} n/cm ² (60年間一定) ^{*)}

表のマスキング例

第6別-1-2図 メーカーの設計の知見を保護するべき情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

2. 「b-2. 評価の知見を保護すべき情報」のマスキング方法の具体例

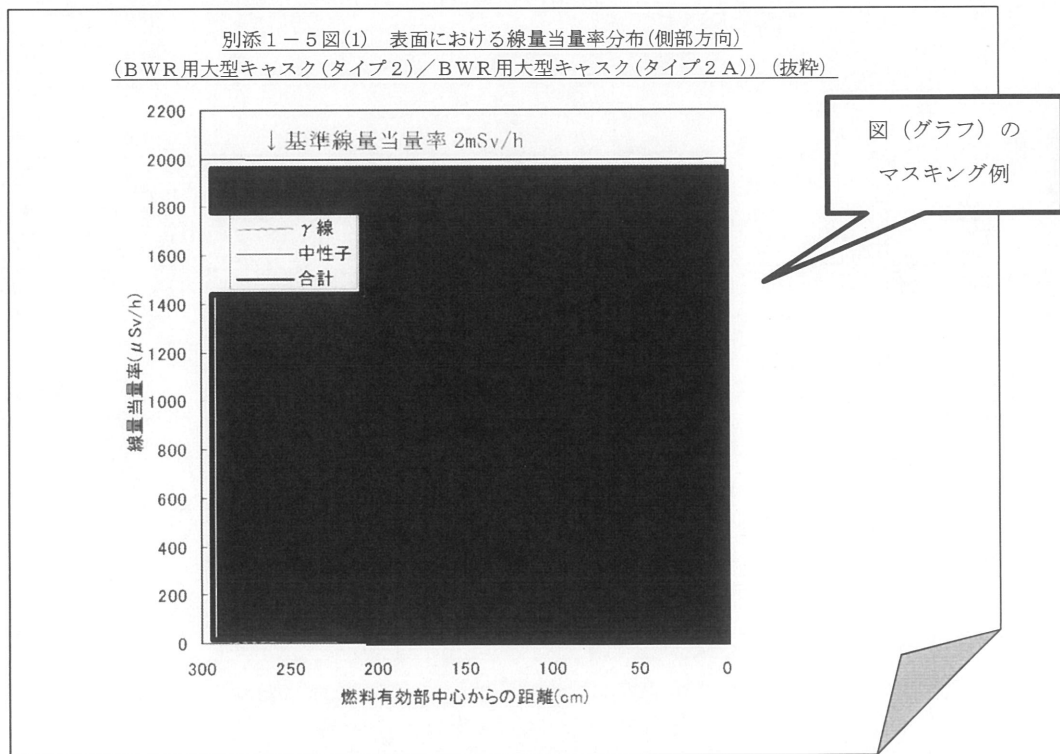
適合性説明資料 第5条 閉じ込めの機能 別添2 (抜粋)

また、リークテスト判定基準としては、0.1%の燃料破損によるガス放出
 定した圧力上昇及び設計評価期間経過後にさらに蓋間空間ガスの金属キャ
 内部への流入を仮定した圧力上昇を考慮した許容圧力 (■■■■ MPa) においても
 負圧を維持できる値とする。基準漏えい率と同様に計算すると、以下のよう
 なる。

$P_d(t=60年) = \blacksquare Pa$ のとき、漏えい孔径: $D_0 = \blacksquare m$

文章の
マスキング例

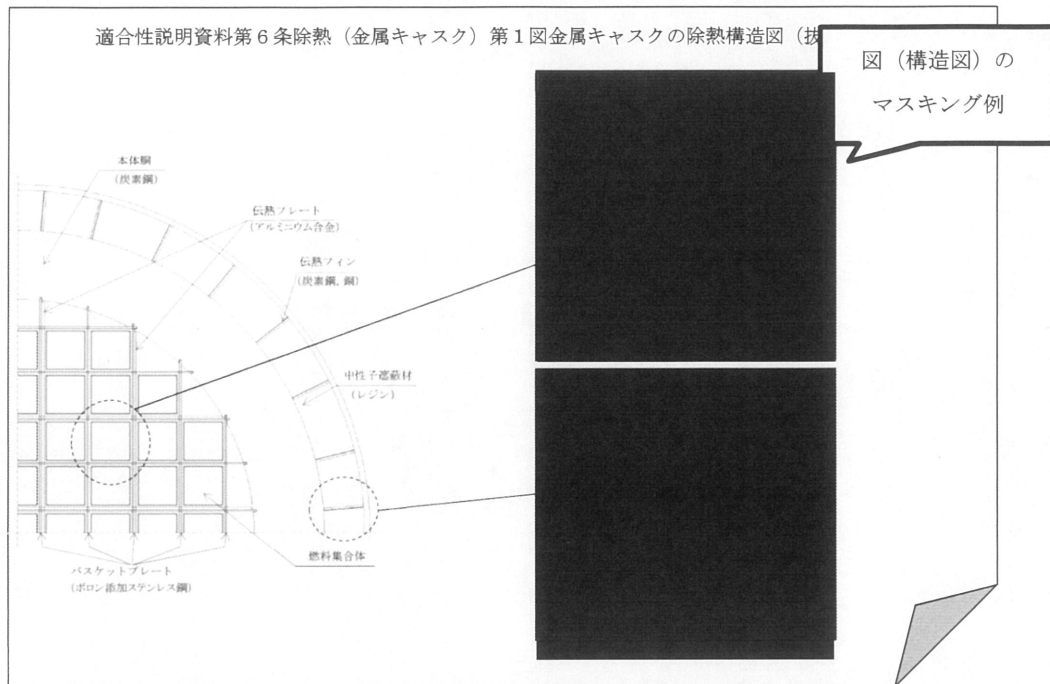
第6別-2-1図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報



第6別-2-2図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報
 (図(グラフ)のマスキング例)

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

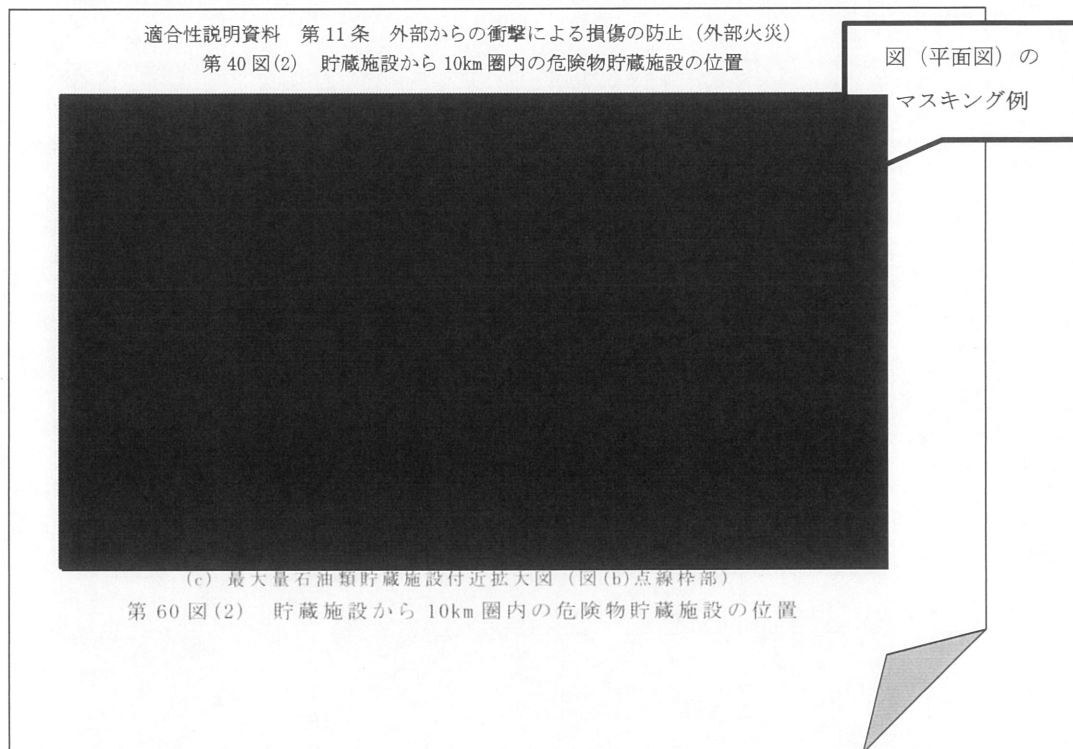
3. 「b-3. 製造する知見を保護すべき情報」のマスクング方法の具体例



第6別-3図 メーカーの設計の知見を保護すべき情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

4. 「b-4. 第三者の所有する施設・設備に関する情報」のマスクング方法の具体例



第6別-4図 第三者の所有する施設・設備に関する情報

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	本設計及び工事計画にお ける添付説明書の要否と 説明書名 【添付要：○】 【添付否：×】 (要の場合は説明書名を () に記載)	【設計方針該 当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無（資料番号） と記載内容 (1回目申請分)
【各発電用原子炉施設に共通】							
1	送電関係一覧	×	×	-	-	②リサイクル燃料備蓄センター（以下「本施設」という。）は発電所ではなく、また複数系統の外部電源を要求される施設ではないことから、対象外。	
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	-	-	②本施設においては、急傾斜地崩壊危険区域の設定はないことから対象外。	
3	工場又は事業所の概要を明示した地形図	○ (添付18-1 施設の概要を明示した地形図)	×	1回目 2回目（再掲）	技術基準 8条	①地形図を添付する。	補足説明資料 なし
4	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	○ (添付18-2-1 リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図 添付18-2-2 使用済燃料貯蔵建屋機器配置図)	○	1回目 2回目（再掲）	-	①機器配置図を添付する。	補足説明資料 なし
5	単線結線図	○ (添付18-4-4 電気設備の系統図)	○	1回目	技術基準 23条	①単線結線図を添付する。 常時、必要な設備に給電ができる構成になっていること、外部電源喪失時に予備電源から必要な設備に給電できる構成になっていることを単線結線図で説明する。	電気設備に関する補足説明 (設1-補-013) ・津波襲来時の電源車の接続箇所と接続方法 ・外部電源喪失時の電源車の接続箇所と接続方法 (コメントNo.254回答) ・設工認における単線結線図と負荷リストの記載について
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	-	-	②本設計及び工事計画は、新技術に該当しないことから、対象外。	
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	×	-	-	②本施設は発電所ではないことから、対象外。	
8	熱出力計算書	×	×	-	-	②本施設は発電所ではないことから、対象外。	
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○ (添付書類1 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書)	○	1回目 2回目	事業変更許可全般	①本設計及び工事計画が事業変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを示す。	事業変更許可申請書との整合性に関する補足説明 (設1-補-008) ・事業変更許可申請書と分割申請での、記載の網羅性を説明
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	-	-	②本施設は平常時に発生する放射性廃棄物はなく、放射性廃棄物の排気及び排水はないことから、対象外。	
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	○ (添付書類4-1 使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関する説明書)	○	2回目	技術基準 21条	①使用済燃料貯蔵建屋内の人が頻繁に出入する場所における線量について説明する。	補足説明資料 なし
12	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○ (添付7 自然現象等による損傷の防止に関する説明書)	○	1回目 2回目	技術基準 9条	①金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋（外部事象防護施設）が自然現象等による損傷が防止されていることを説明。 1回目：外部事象防護施設の選定、設計方針、各施設共通となる評価の前提条件、（評価方針、評価結果（外部火災のみ）） 2回目：各施設の評価方針、評価結果	自然現象等による損傷の防止に関する基本方針(設1-補-11-01) ・外部事象防護施設の定義・明確化 ・分割申請における第1回申請範囲の妥当性 竜巻に対する電源車の固縛装置評価方針及び評価結果(設1-補-011-02) ・固縛装置の設計方針 ・固縛装置の強度評価結果
13	排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	×	-	-	②本施設は平常時に発生する放射性廃棄物はなく、放射性廃棄物の排水監視設備及び排水設備はないことから、対象外。	
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	×	-	-	②本施設は平常時に発生する放射性廃棄物はなく、放射性廃棄物の排気及び排水はないことから、対象外。	
15	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	○ (添付16 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書)	○	1回目 (補正) 2回目	技術基準の各条項に該当	①予備電源、計測制御系統施設、放射線監視施設他の要目表記載事項の設定根拠について説明する。 分割第1回申請では、電気設備のみの申請となることから、電気設備に関する設定根拠のみを添付。 ・無停電電源装置と共用無停電電源装置の出力容量、蓄電容量の根拠 ・電源車の出力容量の根拠、燃料タンクの必要容量の根拠 ・軽油タンクの容量（外部電源喪失時の給電可能時間）の妥当性	電気設備に関する補足説明 (設1-補-013) ・電源車で給電する際の共用無停電電源装置の入力回路の変更理由の詳細 ・外部電源喪失時の電源車からの給電について ・予備緊急時対策所への給電方法について ・予備電源設備の容量について
16	環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	×	-	-	②本施設では、環境測定装置は設けないことから、対象外。	
17	クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書	×	×	-	-	②本施設はクラス1機器及び炉心支持構造物に該当しないことから、対象外。	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	本設計及び工事計画にお ける添付説明書の要否と 説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を ()に記載)	【設計方針該 当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無（資料番号） と記載内容 (1回目申請分)
18	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○ (添付9 安全機能の健全性維持に関する説明書)	○	1回目	技術基準 13条	①本設計及び工事計画では、使用済み燃料貯蔵設備全体を対象として、安全機能を有する設備の健全性維持（保守、試験、一般産業用工業品の取替等）に関して説明する。 ②分割1回目に安全機能を有する全設備を対象とするため、2回目の申請時には添付しない。	安全機能の健全性維持に関する補足説明(設1-補-003-02) ・一般産業用工業品の基本方針 ・設備の保守・試験性に関する方針
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○ (添付8 火災及び爆発の防止に関する説明書)	○	1回目 2回目	技術基準 12条	①使用済み燃料貯蔵施設の火災防護に関して説明する。 1回目：基本設計方針及び電気設備の火災防護に関する具体的な内容を説明。 2回目：火災の感知及び消火、電気設備以外の設備の火災防護に関する具体的な内容を説明。	火災及び爆発の防止に関する補足説明(設1-補-012) ・電気設備に関する火災防護内容
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	×	-	-	②本施設では、溢水防護に関する設備は設けないことから、対象外。	
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、金属キャスクを保管する貯蔵エリアに、蒸気タービン、ポンプ等を設置しないことから、対象外。	
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	○ (添付15-2-1 通信連絡設備に関する説明書) (添付18-2-6-1 通信連絡設備の配置図)	○	2回目	技術基準 24条1項 技術基準 24条2項	①通信連絡設備に関して説明する。	補足説明資料 なし
23	安全避難通路に関する説明書	○ (添付15-2-2 避難通路等に関する説明書)	○	2回目	技術基準 24条3項	①安全避難通路に関して説明する。 ①避難用の照明として、誘導灯及び保安灯に関して説明する。	補足説明資料 なし
24	安全避難通路を明示した図面	○ (添付18-2-6-2 避難通路等の配置図)	○	2回目	技術基準 24条3項	①安全避難通路を示す図面を添付する。	補足説明資料 なし
25	非常用照明に関する説明書	×	×	-	-	②本施設には非常用照明の設置要求がないため、添付しない。但し、避難用の照明として、誘導灯及び保安灯を設ける設計としていることから、その内容を「添付15-2-2 安全避難通路に関する説明書」にて説明する。	
26	非常用照明の取付箇所を明示した図面	×	×	-	-	②本施設には非常用照明の設置要求がないため、添付しない。但し、避難用の照明として、誘導灯及び保安灯を設ける設計としていることから、その内容を「添付18-2-6-2 避難通路等の配置図」にて説明する。	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	本設計及び工事計画にお ける添付説明書の要否と 説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を ()に記載)	【設計方針該 当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無(資料番号) と記載内容 (1回目申請分)
【原子炉本体】(対象外とする)							
【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】							
27	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に 係る機器の配置を明示した図面	○ (添付18-2-2 使用済燃 料貯蔵建屋機器配置図)	○	1回目 2回目(再掲)	技術基準 15条	①受入施設の各設備の配置図を添付する。	-
28	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の 系統図	○ (添付18-3 系統図)	○	2回目	技術基準 15条	①受入施設の内、圧縮空気に関する系統図 を添付する。	-
29	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 耐震性に関する説明書	○ (添付5 主要な使用済燃 料貯蔵施設の耐震性に関 する説明書)	○	1回目 2回目	技術基準 7条	①分割1回目申請では、使用済燃料貯蔵施設 の耐震性に関する基本設計方針と耐震Cク ラスの設計に関して説明する。 ①分割2回目では耐震Cクラス以外の設計に 関して説明する。	主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震 性に関する補足説明 (設1-補-009) ・耐震Cクラス設備の耐震、地盤 に対する説明) ・波及的影響評価に係る基本方針 に関する補足説明
30	強度に関する説明書	○ (添付10 主要な容器の 強度及び耐食性に関する 説明書)	○	1回目 (補正) 2回目	技術基準 14条	①分割1回目では、材料および構造の基本 設計方針を説明する。 ①分割2回目では、使用済燃料貯蔵設備本 体他の強度及び耐食性に関して説明する。	基本方針に関する補足説明 (設1-補-005) ・材料及び構造の基本設計方針に ついて
31	構造図	○ (添付18-3-1 使用済燃 料貯蔵設備本体の構造 図) (添付18-3-2 使用済燃 料の受入施設の構造図)	○	2回目	技術基準 15条	①使用済燃料貯蔵設備本体及び受入施設の 構造に関して説明する。	補足説明 なし
32	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏 えいを監視する装置の構成に関する説 明書、検出器の取付箇所を明示した図 面並びに計測範囲及び警報動作範囲に 関する説明書	×	×	-	-	②本施設は、使用済燃料貯蔵槽を設けない ことから、対象外。	
33	使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視 する装置の構成に関する説明書並びに 計測範囲及び警報動作範囲に関する説 明書	○ (添付12 計測制御系統 施設に関する説明書) (添付16-3 設備別記載 事項の設定根拠に関する 説明書(計測制御系統設 施))	○	2回目	技術基準 17条	①金属キャスクの蓋開圧力検出器と検出器 へ表示・監視装置間の構成、計測範囲及び 警報動作範囲に関して説明する。	補足説明 なし
34	検出器の取付箇所を明示した図面	○ (添付18-3-1-3 金属 キャスクの密封性を監視 する装置の検出器の取付 箇所を明示した図面)	○	2回目	技術基準 17条	①金属キャスクの密封性を監視する装置の 検出器の取付箇所に関して説明する。	補足説明 なし
35	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用 済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界 に達しないことに関する説明書	○ (添付1 使用済燃料の 臨界防止に関する説明 書)	○	1回目 (補正予定) 2回目	技術基準 5条	①金属キャスクの核燃料物質が臨界に達し ないことに関して説明する。 ・1回目補正時は方針のみ ・2回目申請時に設計の詳細な説明を添付す る。	(1回目補正時) 基本的安全機能の補足説明 (臨界の防止、閉じ込め機能、除 熱、遮蔽)(設1-補-005-01) (2回目申請時) 補足説明資料 なし (左記のとおり添付とするため)
36	燃料体等又は重量物の落下による使用 済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防 止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の 防止に関する説明書	○ (添付11-1 受入れ区域 天井クレーンの金属キャ スクの取扱いに関する説 明書) (添付11-2 搬送台車の 金属キャスクの取扱いに 関する説明書)	○	2回目	技術基準 15条	①金属キャスクの搬送・受入時の落下防止 の観点から説明する。	補足説明資料 なし
37	使用済燃料運搬用容器、使用済燃料貯 蔵槽及び使用済燃料貯蔵用容器の冷却 能力に関する説明書	○ (添付3-2 金属キャスク の除熱に関する説明書)	○	1回目 (補正) 2回目	技術基準 16条	①金属キャスクの除熱の方針を説明する。 ・1回目補正時は方針のみ ・2回目申請時に除熱設計の詳細な説明を添 付する。	(1回目補正時) 基本的安全機能の補足説明 (臨界の防止、閉じ込め機能、除 熱、遮蔽)(設1-補-005-01) (2回目申請時) 補足説明資料 なし (左記のとおり添付とするため)
38	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に 関する説明書	×	×	-	-	②本施設は、使用済燃料貯蔵槽を設けない ことから、対象外。	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	本設計及び工事計画にお ける添付説明書の要否と 説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を ()に記載)	【設計方針該 当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無（資料番号） と記載内容 (1回目申請分)
39	使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	○ (添付3-2 金属キャスクの除熱に関する説明書) (添付4-2 金属キャスクの放射線遮蔽に関する説明書)	○	2回目	技術基準 16条 技術基準 21条	①金属キャスクの放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び除熱の方針を説明する。 計算書は設備が具体化する2回目申請時に添付する。	補足説明資料 なし
40	兼用キャスクにあつては、外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書	×	×	-	-	②技術基準規則の要求にないこと、また、RFSは原子炉等規制法第五十九条第3項に基づく容器承認申請の実施主体ではないことから、(外運搬規則第二十一条に基づく容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書は)対象外。 なお、RFSは燃料貯蔵規則第二十七条に基づき、使用済燃料を封入した容器に関する記録を作成し保存する。	
【原子炉冷却系統施設】(対象外とする)							
【計測制御系統施設】							
41	計測制御系統施設に係る機器(計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
42	制御能力についての計算書(最大反応度値、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう酸濃度の根拠に関する説明を併記すること。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
43	【計測制御系統施設】 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針) (添付5-8 耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価)	○	2回目	技術基準 7条	①Cクラスの耐震設計の基本方針に関して説明する。 添付5-8に、計算方法と評価結果を示す。	補足説明資料 なし
44	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
45	構造図	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
46	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	○ (添付12 計測制御系統施設に関する説明書) (添付18-3-1 計測設備の系統図) (添付18-2-3-1 給排気温度検出器の配置図) (添付16-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(計測制御系統施設))	○	2回目	技術基準 17条	①計測設備の構成、取付位置、計測範囲及び警報動作範囲に関して説明する。	補足説明資料 なし
47	原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
48	工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
49	デジタル制御方式を使用する安全保護系等の適用に関する説明書	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
50	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
51	中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書	○ (添付12 計測制御系統施設に関する説明書)	○	2回目	技術基準 17条	①計測設備の表示・警報装置を設置する監視盤室及び事務建屋について説明する。	補足説明資料 なし
52	安全弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
【放射性廃棄物の廃棄施設】							
53	放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器(流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置並びに排気筒を除く。)の配置を明示した図面及び系統図	○ (添付18-1-2 使用済燃料貯蔵建屋機器配置図)	○	1回目 2回目(再掲)	技術基準 11条	①廃棄物貯蔵室の配置を示す図面を添付する。	補足説明資料 なし
54	排気筒の設置場所を明示した図面	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
55	【放射性廃棄物の廃棄施設】 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針) (添付5-2 使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書) (添付5-8 耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価)	○	1回目 2回目	技術基準 7条	①Cクラスの耐震設計の基本方針に関して説明する。 添付5-8に、計算方法と評価結果を示す。 廃棄物貯蔵室は使用済燃料貯蔵建屋の一部であるため、説明する。 1回目：基本設計方針を説明(添付5-1、5-8)。 2回目：具体的な内容を説明(添付5-2、5-8)。	補足説明資料 なし
56	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	本設計及び工事計画における添付説明書の要否と説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を()に記載)	【設計方針該当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無(資料番号)と記載内容 (1回目申請分)
57	構造図	○ (添付18-3-3 使用済燃料貯蔵建屋の構造図)	○	2回目	技術基準 7条	①廃棄物貯蔵室を含む使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関して説明するため、添付する。	補足説明資料 なし
58	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
59	流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書	○ (添付2-2 廃棄物貯蔵室に関する説明書)	○	2回目	技術基準 11条	①廃棄物貯蔵室の漏えいを防止する構造を説明する。	補足説明資料 なし
60	固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書	○ (添付2-2 廃棄物貯蔵室に関する説明書)	○	2回目	許可整合18条	①廃棄物を保管したドラム缶等の漂流防止対策を説明する。	補足説明資料 なし
61	放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	×	×	-	-	②該当する設備がないことから、対象外。	
62	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。 (廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい漏えいの発生はないため、漏えい検知器は自主設備とし、設工認申請対象外とする。)	
【放射線管理施設】							
63	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面	○ (添付18-2-2 使用済燃料貯蔵建屋機器配置図)	○	2回目	技術基準 21条	①使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽設備(遮蔽扉、遮蔽ルーバ)に関して説明する。	補足説明資料 なし
64	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の系統図	×	×	-	-	②本施設では、該当する設備(非常用の換気設備)がないことから、対象外。	
65	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書	○ (添付13 放射線管理施設に関する説明書)	○	2回目	技術基準 18条	①放射線管理用計測装置の構成に関して説明する。 ・エリアモニタリング設備 ・周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・放射線サーベイ機器(代替計測含む)	補足説明資料 なし
66	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	○ (添付18-4-3 放射線監視設備の系統図) (添付18-2-4-1 エリアモニタリング設備 エリアモニタ検出器の配置図) (添付18-2-1 リサイクル燃料備蓄センター屋外主要機器配置図) (添付16-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設))	○	2回目	技術基準 18条	①放射線管理用計測装置の構成、取付箇所、計測範囲及び警報動作範囲に関して説明する。	補足説明資料 なし
67	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	○ (添付13 放射線管理施設に関する説明書)	○	2回目	技術基準 18条	①本設計及び工事計画では、管理区域の出入管理設備に関して説明する。 ②環境試料を分析する装置は設けないため、環境試料分析装置に関する説明は含まない。	補足説明資料 なし
68	【放射線管理施設】 耐震性に関する説明書	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針) (添付5-2 使用済燃料貯蔵建屋の耐震性に関する説明書) (添付5-8 耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価)	○	1回目 2回目	技術基準 7条	①本設計及び工事計画では、使用済燃料貯蔵建屋(使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ)の耐震性に関して説明するため、添付する。 1回目：基本設計方針を説明(添付5-1)。 2回目：具体的な内容を説明(添付5-2)。	補足説明資料 なし
69	強度に関する説明書	×	×	-	-	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
70	構造図	○ (添付18-2-3 使用済燃料貯蔵建屋の構造図)	○	2回目	技術基準 7条	①使用済燃料貯蔵建屋(使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ)の耐震性に関して説明するため、添付する。	補足説明資料 なし
71	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	○ (添付4-1 使用済燃料貯蔵建屋の放射線に遮蔽に関する説明書)	○	2回目	技術基準 21条	①使用済燃料貯蔵建屋の放射線の遮蔽に関して説明するため、添付する。	補足説明資料 なし
【原子炉格納施設】(対象外とする)							
【その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備】							
72	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○ (添付18-2-5 電気設備の配置図) (添付18-4-4 電気設備の系統図)	○	1回目	技術基準 23条	①単線結線図を添付する。 常時、必要な設備に給電ができる構成になっていること、外部電源喪失時に予備電源から必要な設備に給電できる構成になっていることを単線結線図で説明	電気設備に関する補足説明(設1-補-013) ・津波襲来時の電源車の接続箇所と接続方法 ・外部電源喪失時の電源車の接続箇所と接続方法 (コメントNo. 254回答) ・設工認における単線結線図と負荷リストの記載について
73	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	○ (添付15-1 電気設備に関する説明書)	○	1回目	技術基準 23条	①予備電源の各設備について以下を説明 ・予備電源から供給する負荷 ・予備電源の容量 ・電源車の接続方法 ・電源車の燃料タンクの必要容量 ・軽油貯蔵タンクの構造と電源	電気設備に関する補足説明(設1-補-013) ・蓄電池の容量評価における電圧の想定 ・予備電源から供給する負荷の詳細 ・外部電源喪失時の共用無停電電源装置の運用 ・移動電源車接続箱の構造 ・電源車の接続手順 ・電源車への給油方法の詳細
74	燃料系統図	○ (添付18-4-4-6 軽油貯蔵タンク(地下式)の系統図)	○	1回目	技術基準 23条	①タンクから計量器までの系統図を添付	電気設備に関する補足説明(設1-補-013) ・軽油貯蔵タンク(地下式)の系統と構造の詳細(液面計、漏えい検知器等)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	本設計及び工事計画における添付説明書の要否と説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を()に記載)	【設計方針該当有無】 (○・×)	【申請回数】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無(資料番号)と記載内容 (1回目申請分)
75	【その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備】 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針)	○	1回目	技術基準 7条	①本設計及び工事計画では、Cクラスの耐震設計の基本方針に関して説明するため、添付5-8に、計算方法と評価結果を示す。	耐震Cクラス施設、設備の耐震・地盤に対する説明 (設1-補-009-01) ・無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車、軽油貯蔵タンク、軽油貯蔵タンク室の耐震計算書を添付
76	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	-	-	②予備電源として設置するタンクは放射性物質を内包するものではなく、最高使用圧力は静水頭であり、強度を評価する対象設備ではないことから説明書は添付しない。	
77	構造図	○ (添付18-2-4-4 軽油貯蔵タンク(地下式)の構造図)	○	1回目	技術基準 23条	①軽油貯蔵タンクの構造図を添付	電気設備に関する補足説明 (設1-補-013) ・軽油貯蔵タンク(地下式)の系統と構造の詳細(液面計、漏れ検知器等)
78	安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限り。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
【その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備】							
79	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面	○ (添付18-2-5 電気設備の配置図) (添付18-4-4 電気設備の系統図)	○	1回目	技術基準 23条	①単線結線図を添付 常時、必要な設備に給電ができる構成になっていること、外部電源喪失時に予備電源から必要な設備に給電できる構成になっていることを単線結線図で説明	電気設備に関する補足説明 (設1-補-013) ・津波襲来時の電源車の接続箇所と接続方法 ・外部電源喪失時の電源車の接続箇所と接続方法 (コメントNo.254回答) ・設工認における単線結線図と負荷リストの記載について
80	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針)	○	1回目	技術基準 7条	①本設計及び工事計画では、Cクラスの耐震設計の基本方針に関して説明するため、添付5-8に、計算方法と評価結果を示す。	耐震Cクラス施設、設備の耐震・地盤に対する説明 (設1-補-009-01) ・無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車、軽油貯蔵タンク、軽油貯蔵タンク室の耐震計算書を添付
81	非常用電源設備の健全性に関する説明書	○ (添付15-1 電気設備に関する説明書)	○	1回目	技術基準 23条	①所内の電源系統における異常の予防に関する説明 ・電気設備の異常の予防に関する設計事項 ・軽油貯蔵タンクの火災発生防止対策 ・電気設備の操作性及び検査又は試験等	電気設備に関する補足説明 (設1-補-013) ・軽油貯蔵タンク(地下式)と電源車の給油時の油漏れ対策 ・検査又は試験性の詳細 ・電気設備の異常の予防に関する設計の詳細
82	電磁誘導電圧計算書(電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限り。)	×	×	-	-	②本設計及び工事計画は、別表で定める非常用電源設備に該当する設備(17万ボルト以上)がないことから、対象外。	
83	短絡強度計算書	×	×	-	-	②本設計及び工事計画は、別表で定める非常用電源設備に該当する設備(17万ボルト以上)がないことから、対象外。	
84	三相短絡容量計算書	×	×	-	-	②本設計及び工事計画は、別表で定める非常用電源設備に該当する設備(17万ボルト以上)がないことから、対象外。	
【その他発電用原子炉の附属施設 補助ボイラー】(対象外とする)							
【その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備】							
85	火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面	○ (添付18-2-7-1 使用済燃料貯蔵建屋の火災区域区画図) (添付18-2-7-2 消防用設備配置図)	○	1回目 (添付18-2-7-1) 2回目 (添付18-2-7-2)	技術基準 12条	①火災防護設備に係る機器の配置に関する図面を添付する。 1回目：火災防護の基本設計を説明するために、火災区域区画図を添付。 2回目：消防用設備の具体的な配置を説明	火災及び爆発の防止に関する補足説明 (設1-補-012)
86	火災防護設備の系統図	○ (添付18-4-5-1 火災感知設備の系統図)	○	2回目	技術基準 12条	②火災感知設備に関して説明する系統図を添付 2回目：具体的な内容(火災感知設備の系統)を説明。	補足説明資料 なし
87	耐震性に関する説明書	○ (添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針) (添付5-8 耐震Cクラス設備の耐震基本方針及び評価)	○	2回目	技術基準 7条	①本設計及び工事計画では、Cクラスの耐震設計の基本方針に関して説明するため、添付5-8に、計算方法と評価結果を示す。	補足説明資料 なし
88	強度に関する説明書	×	×	-	-	②火災防護設備として設置するタンクは放射性物質を内包するものではなく、最高使用圧力は静水頭であり、強度を評価する対象設備ではないことから説明書は添付しない。	
89	構造図	○ (添付18-3-5-1 動力消防ポンプの構造図) (添付18-3-5-2 防火水槽の構造図)	○	2回目	技術基準 12条	①動力消防ポンプと防火水槽の構造を添付する	補足説明資料 なし
90	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バネ式のものに限り。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
【その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設】							
91	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
92	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	-	-	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二にて添付要とされている添付書類と当社設工認申請書添付書類添付との比較

No.	実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	本設計及び工事計画にお ける添付説明書の要否と 説明書名 【添付要：○ 添付否：×】 (要の場合は説明書名を () に記載)	【設計方針該 当有無】 (○・×)	【申請回】 1回目申請 / 2回目申請	【条項】 技術基準条項 or 許可整合該当箇所	①【添付の記載内容】 ②【添付しない場合の考え方】	補足説明資料の有無（資料番号） と記載内容 (1回目申請分)
93	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	×	×	—	—	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
94	構造図	×	×	—	—	②本施設には、該当する設備がないことから、対象外。	
95	—	○ (添付6 津波による損傷の防止に関する説明書)	○	1回目 2回目	技術基準 8条	①仮想的大規模津波に対し金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋（貯蔵区域）の基本的安全機能が損なわれない設計であることについて説明する。 1回目：基本設計方針、仮想的大規模津波の設定、仮想的な大規模津波の影響を考慮する施設の選定 2回目：各施設の評価方針、評価結果	津波による損傷の防止に関する補足説明(設1-補-010)
【その他発電用原子炉の附属施設 補器駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）】（対象外とする）							
【その他発電用原子炉の附属施設 非常用取水設備】（対象外とする）							
【敷地内土木構造物】							
96	斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）	×	×	—	—	②斜面法尻と使用済燃料貯蔵建屋との距離が50m以上確保されており、斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれはないことから、添付しない。	
【緊急時対策所】							
97	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書	×	×	—	—	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
98	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	×	×	—	—	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
99	緊急時対策所の居住性に関する説明書	×	×	—	—	②本設計及び工事計画では、該当する設備がないことから、対象外。	
設計及び工事に係る品質管理 ※							
100	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○ (添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)	×	1回目 2回目 (様式-1,9のみ)	—	①本設計及び工事計画における設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて説明する。 QMSの計画及び実績を記載する様式-1及び様式-9は、2回目申請設備が必要なため2回目の申請においても申請する。	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する補足説明(設1-補-006) ・補正の必要性及びその内容 ・先行事業者（KK）との比較
※ 発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドに基づく書類							